

事 務 連 絡  
令 和 8 年 5 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

〕 殿

厚生労働省保険局医療課

#### 評価療養の対象とするプログラム医療機器について

標記について、以下のとおり令和8年6月1日から新たに評価療養の対象とするので通知する。

#### 記

1. 評価療養の対象とするプログラム医療機器  
販 売 名 ：リフトンD  
製造販売業者：DTアクシス株式会社
2. 評価療養の対象とする使用目的・使用方法等  
薬物療法が行われているにもかかわらず、症状が改善しない中等度以上の抑うつ症状が残存するうつ病患者の精神症状の緩和
3. 評価療養の対象とする期間  
令和8年6月1日から令和12年5月31日まで